

◆第1回 球磨川流域治水協議会
議事録

日 時：令和2年10月27日（火）16：00～17：25

場 所：熊本県庁地下大会議室

出席者： 国 熊本地方気象台 板東台長、西水害対策気象官
九州農政局 横井局長、寺田農地整備課長、親泊地方参事官
九州地方整備局 村山局長、藤井河川部長、山上河川計画課長
竹村川辺川ダム砂防事務所長、服部八代河川国道事務所長
県 蒲島知事、水谷理事、上野土木部長、永松総括審議員、菰田河川課長
亀崎土木技術審議監、福原政策監、久保田農村振興局長
渡辺農村計画課長
流域市町村長 中村八代市長、松岡人吉市長、竹崎芦北町長、森本錦町長
尾鷹あさぎり町長、吉瀬多良木町長、長谷湯前町長
中嶽水上村長、吉松相良村長、木下五木村長、内山山江村長
松谷球磨村長
司会 大野九州地方整備局河川部河川調査官

司会)

それでは、定刻になりましたので、只今より第1回球磨川流域治水協議会を始めさせていただきます。

本日、進行を担当します九州地方整備局河川部の大野です。どうぞよろしく願いいたします。

会場の皆様方におかれましては、円滑な運営に御協力をいただきますようお願いいたします。

まず、出席者の紹介については、出席者名簿及び座席表に代えさせていただきますと思いますが、今回の流域治水協議会については、九州地方整備局長、熊本県知事及び流域12市町村長に加えて、九州農政局長の横井局長、並びに熊本地方気象台長の板東台長が参加されていますので御紹介させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、お二方から御挨拶をいただきます。挨拶につきましては、コロナ対策のため、着座のままをお願いいたします。

まず、蒲島熊本県知事に御挨拶をお願いいたします。

熊本県知事)

皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

今回の豪雨災害を受けて、国及び流域市町村の皆様と、令和2年7月球磨川豪雨検証委員会を設置し、科学的そして客観的な検証に取り組み、10月6日の第2回検証委員会をもって必要な全ての項目を検証することができました。

今回の検証では、ダムによらない治水を検討する場で積み上げた対策、球磨川治水対策

協議会で検討した10案、そして仮に川辺川ダムが存在した場合の効果などについて検証しました。その結果、これらの対策は今回の豪雨に対して一定の被害軽減効果は認められたものの、全ての被害を防ぐことはできないことが分かりました。

現在、私自身が流域住民の方々や商工業、農林水産業などの様々な団体の方々に直接お会いし、今回の豪雨災害からの復旧・復興に対するお考えや治水の方向性に対する御意見、御提案をお聴きしています。その中で、安全・安心な暮らしを確保してほしい、早急に対策を進めてほしい、球磨川の自然を守ってほしいなどといった様々な御意見、御提案をお聴きしています。

今後、球磨川流域においては、流域の関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる流域治水の考え方を基に、ハード・ソフトでのでき得る限りの対策を総動員して取り組む必要があると考えています。

これにより、地球規模での異常気象下において、将来に向かって球磨川流域の安全・安心を確保し、さらには球磨川の豊かな自然の恩恵を引き続き享受できる緑の流域治水、グリーン・ニューディールの実現を目指して参りたいと考えております。

そこで、まず本協議会において今回の検証結果を踏まえ、また様々な御意見などを参考に、時間的緊迫性を持って治水の方向性を検討して参ります。そして、年内に、それもできるだけ早く県としての治水についての考え方を整理し、お示しした上で、国及び流域市町村の皆様と連携して、治水の方向性を定めて参ります。

本日は、流域治水の概要、球磨川における過年度の対策検討状況、流域治水のプロジェクトのイメージ、本協議会での検討内容などをお示しし、皆様に御意見を伺いたいと考えています。

皆様には忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

司会)

ありがとうございました。

続きまして、九州地方整備局長の村山が御挨拶を申し上げます。

九地整 局長)

九州地方整備局長の村山です。本日はお忙しい中、球磨川流域治水協議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございました。冒頭、この都度の豪雨災害によりましてお亡くなりになりました方々に哀悼の意を表しますとともに、被災者の皆様に心よりのお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、本日お集まりの皆様方におかれましては、復旧・復興に全力を尽くされておられますことにつきまして敬意を表しますとともに、国土交通行政なканずく球磨川流域の治水対策につきまして、平素より多大なる御支援、御協力を賜っておりますこと、重ねて感謝申し上げます。

令和2年7月豪雨の豪雨検証委員会におきましては、「ダムによらない治水を検討する場」で積み上げた対策や、「球磨川治水対策協議会」で検討した治水対策案で一定の効果が確認されたものの、計画高水流量を大きく上回ることが確認されまして、仮に川辺川ダムが存在した場合におきましても、人吉区間の浸水被害が6割程度軽減される効果が確認

をされたところでありまして、川辺川ダムだけでは全ての被害を防ぐことができない結果ということの確認がされたところでございます。

このような中におきまして、球磨川流域の復旧・復興の姿を描いていくためには、抜本的な治水対策メニューを早期に明らかにしまして、それを直ちに着手するということが強く求められているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、検証で得られました知見を踏まえて、具体的な治水対策メニューを検討する場といたしまして、検証委員会のメンバーに加えまして、本日から新たに九州農政局長、熊本地方気象台長様にも加わっていただきまして、流域治水協議会を立ち上げ、会議を開催したところでございます。

この流域治水の考え方につきましては、従来の堤防整備や河道掘削、ダムや遊水地等の洪水調節施設の整備などの治水事業に加えまして、今後の気象変動によります水災害リスクの増大に備えるために、流域の関係者が一緒になって知恵を出し合って協働し、減災対策を打ち出し推進していくという考え方でございます。

この球磨川におきましても、現に計画規模を大きく上回る洪水が発生したところございまして、さらに関係者が協働して令和2年7月豪雨災害の被害を最小化するこの流域治水の取組を進めていくことが必要であると考えてございます。

球磨川流域の復旧・復興の姿を描くためにも、熊本県、流域市町村の皆様方と連携しまして、スピード感を持って本協議会の運営に努めて参る所存でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会)

はい。ありがとうございました。

報道機関の皆様、誠に申し訳ございませんが、カメラによる撮影につきましてはここまですべてとさせていただきます。報道関係者席と表示された席にお戻りいただきますよう、御協力の方をよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより議事に入ります。

資料の説明に先立ちまして、配付しております規約（案）を御覧ください。規約につきましては、規約（案）としてお配りしておりますが、ここで規約の確認はせずに、後ほどの資料説明の中で併せて御説明させていただきます。その後、規約の内容について確認をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料の説明に移らせていただきます。

資料が資料 - 1、資料 - 2、資料 - 3とございますが、まず資料 - 1より順に説明して参ります。国からと県からの説明がございます。国からの説明は、八代河川国道事務所長の服部が、県からの説明は熊本県土木部の永松河川港湾局長にお願いいたします。

A3の資料を御覧ください。御質問、御意見については、その後、まとめてお受けする時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

八代河川国道事務所長)

八代河川国道事務所、事務所長の服部でございます。私から資料 - 1、2、規約（案）の御説明をさせていただきます。着座にて御説明いたします。

それでは、右肩に資料 - 1 と記載のある資料を御用意ください。表紙をめくっていただき、初めに流域治水への転換について御説明いたします。

2 ページをお願いいたします。

近年、御覧のとおり毎年のように日本各地で大きな自然災害が発生しております。平成 27 年は鬼怒川の堤防決壊による浸水被害、平成 28 年は熊本地震、平成 29 年 7 月は九州北部豪雨、平成 30 年は岡山県倉敷市を襲った 7 月豪雨、令和元年は東日本台風により関東、東北、北陸地方で多くの浸水被害が発生し、今年度は 7 月に球磨川流域で大きな災害に見舞われました。

3 ページをお願いいたします。

このように、近年の災害の発生状況や I P C C（気候変動に関する政府間パネル）による評価等を踏まえれば、将来の気候変動はほぼ確実と考えられており、緩和策と適応策とを車の両輪として進め、気候変動に対応することが必要です。

ちなみに、「緩和策」とは気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減対策のことであり、「適応策」とは既に生じている、あるいは将来予測される気候変動の影響による被害の防止・軽減対策のことを意味しております。

左下の表では、気候変動シナリオとして、将来の気温上昇を 2℃以下に抑えるというパリ協定の目標を基に開発されたシナリオ（R C P 2.6）、2℃上昇相当とした場合でも降雨量が約 1.1 倍、流量が約 1.2 倍、洪水発生頻度が約 2 倍になる見込みとされており、このように温暖化が進行した場合に目標としている治水安全度を確保するためには、「過去の実績降雨に基づくもの」から、「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に計画の見直しが必要となっております。

4 ページをお願いします。

国土交通省では、近年の水災害による甚大な被害を受け、施設能力を超過する洪水が発生するものへと意識を改革し、氾濫に備える「水防災意識社会」の再構築を進めてきましたが、今後はこの取組をさらに一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」へ転換を進めることとしています。

また、治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じて①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策、これらをハード・ソフト一体で多層的に進めることとしています。

緑の箱が「集水域」での取組、青の箱が「河川区域」での取組、オレンジの箱が「氾濫域」での取組を示しており、それぞれ括弧で取組の関係者を示しております。

例えば、左側の①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策としては、緑の箱の集水域で行う雨水貯留浸透施設の整備や、ため池等の治水利用等が挙げられ、青の箱の河川区域で行う流水の貯留の対策としては、治水ダム建設、既存ダムの再生、利水ダム等における事前放流による洪水調節としての活用であったり、土地利用と一体となった遊水機能の向上があります。

また、河道の流下能力を維持・向上させるための対策や、氾濫水を減らすための対策と

して、河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備、堤防強化などがあります。

また、真ん中②被害対象を減少させるための対策として、オレンジの箱の氾濫域で行う対策としては、土地利用規制、誘導、移転促進、不動産取引時の水害リスク情報の提供等や、堤防を二重にする二線堤の整備や、自然堤防の保全などが挙げられます。

右側③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策として、オレンジの箱の氾濫域で行う対策としては、土地リスク情報の充実、避難体制の強化、経済被害の最小化、住まい方の工夫、被災自治体の支援体制の充実、氾濫水をいち早く排除するための対策が挙げられます。

このように、上流域から下流域に至るまで、河川区域や河川区域外に至るまで、河川管理者のみならずあらゆる関係者により、ハード・ソフト一体となった多層的な取組を「流域治水」と呼んでおります。

それぞれの対策について、次のページから御説明いたします。

5 ページをお願いします。

こちらは、①氾濫をできるだけ防ぐための対策になります。流域全体で「ためる」対策、「ながす」対策、「氾濫水を減らす」対策、「浸水範囲を限定する」対策を組み合わせ、整備を加速化することとしています。点線で囲ってあります「ためる」「ながす」「氾濫水を減らす」のそれぞれの対策について、これまでの取組とこれからの取組を整理しております。これまで、都市部を中心として進めてきた雨水貯留浸透施設の整備などの流域の貯留対策を全国に展開し手段を充実させるとともに、堤防整備や河道掘削、ダム、遊水地等の整備を加速させること、さらに今年度から着手した利水ダム等の事前放流の本格化、民間ビル等の貯留浸透施設の整備、流域対策の拡充と全国展開、遊水機能を有する土地の保全等の企業等の様々な関係者の参画の取組を進めて、全国展開を図ることとしております。

また、右側の「氾濫水を減らす」対策では、避難の時間を確保するために堤防決壊までの時間を少しでも引き延ばすための構造の工夫について、粘り強い堤防を目指した堤防の強化の実施、さらなる堤防の強化に向けて継続的な技術開発を進めていくこととしております。

6 ページをお願いします。

続いて、②の被害対象を減少させるための対策になります。これまでは、洪水に対する災害危険区域の指定や建築規制の取組事例が少なかったことから、これからは流域全体で水災害リスクがより低い区域への誘導・住まい方の工夫を推進するために、浸水想定区域の指定の推進とともに、リスク情報の空白域の解消や水災害リスクの低い地域への居住や都市機能を誘導させ、コンパクトで防災に配慮したまちづくり、建物のピロティー化の推進等の取組を進めていきます。

また、二線堤、輪中堤などの氾濫水を制御し、氾濫範囲を限定する取組事例が少なかったことから、「浸水範囲の限定」、「氾濫水を減らす」対策を組み合わせ、対策を加速化していきます。

7 ページをお願いいたします。

こちらは、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策になります。流域全体で「避難」、「経済被害軽減」、「早期復旧・復興」の対策を組み合わせ、被害を最小化して

いきます。

下の図のこれまでの取組では、赤文字にあるように、リスク情報の空白地域で災害が発生したり、リスク情報が公表されているエリアでも被害が発生などしておりました。また、公共交通機関等のインフラの被災により経済被害が拡大したり、被害の広域化・長期化による経済被害の拡大が懸念されておりました。

これに対し、これからの取組として避難体制の強化においては、浸水想定区域の指定の推進とともに、リスク情報の空白域を解消したり、長時間予報、水系全体や高潮等の水位・予測情報の提供、各地区における個人レベルでの防災計画の作成、防災情報の表現の工夫、民間ビルの活用や高台整備により、近傍の避難場所を確保する取組を進めていきます。

また、経済被害の軽減のために、様々な民間企業などとの拠点と、ネットワークを支える社会インフラとの一体的な浸水対策に取り組んでいきます。そして、被災後に早期復旧・復興できるように、国などに加え民間企業に協力を求めたり、水害保険や金融商品の充実により、個人の備えを推進していきます。

8ページをお願いいたします。

8ページから11ページは、「集水域での対策」の事例になります。こちらは、雨水貯留機能の拡大の取組事例になります。河川に流れ込む水を一時的に貯めたり地下へ浸透させることで、河川への流出を遅らせる効果を期待する施設です。写真は、学校の校庭に土手を整備し、貯留容量を確保した校庭貯留の事例と、普段はテニスコート等として利用されている調整池の事例になります。これらの取組主体や支援制度、事業名については、これ以降左下に記載してございます。

9ページをお願いいたします。

こちらは、田んぼダムの事例になります。水田の排水口への堰板の設置等による流出抑制によって、下流域の湛水被害リスクを低減します。農業者が地域共同で取り組む田んぼダムの取組を、農林水産省の多面的機能支払交付金により支援している事業になります。

10ページをお願いいたします。

こちらは、農業用ため池の活用事例になります。地方自治体においては、農業用ため池が有する洪水調節機能を積極的に活用することができます。写真にありますように、農業用ため池に洪水吐きスリットを設置することで、大雨のときにスリットの深さに応じた雨水を貯留できる容量を確保することによって、農業用ため池が有する洪水調節機能を強化する取組事例になります。

洪水吐きスリットの設置等については、農林水産省の農村地域防災減災事業等により支援が行われております。

11ページをお願いいたします。

こちらは、浸透ますや透水性舗装の取組事例になります。これらの施設により、河川に流れ込む雨水を地下へ浸透させることにより、河川への流出を遅らせる効果を期待する施設になります。

12ページをお願いします。

12ページから17ページは氾濫域での対策であり、まずはリスクの低いエリアへの

誘導、住まい方の工夫の事例になります。例えば、浸水等のハザードエリアと市街地エリアが重複している場合は、浸水想定区域を居住誘導区域から除外したり、想定浸水深2.0m以上の区域を居住誘導区域から除外するなど、想定浸水深に応じて居住誘導区域から除外している事例等があります。

13ページをお願いします。

こちらは、居住誘導区域内の浸水被害の防止・低減を図るため、都市再生区画整理事業を拡充し、立地適正化計画に位置づけた防災対策として実施する土地区画整理事業について、一定の要件を満たす場合に土地の嵩上げ費用を補助限度額の算定項目に追加するといった取組になります。区画整理事業に合わせて土地の嵩上げをすることにより、地区内の浸水被害を軽減することが期待されております。

14ページをお願いします。

こちらは、二線堤等の整備や保全等に関する事例になります。真ん中右側のイラストや、左下の写真を御覧いただくと分かりやすいかと思いますが、二線堤は仮に河川堤防が決壊したり越流しても、住宅地側に築造された2本目の堤防として洪水を防ぐ機能を発揮することで、家屋等の浸水被害を軽減する働きがあります。

このように、二線堤等の盛土構造物を整備または保全することによって、河川堤防が決壊して洪水が氾濫した場合でも浸水範囲の抑制という効果が期待できます。

15ページをお願いいたします。

こちらは、防災集団移転促進事業の事例になります。住民の居住に適当でないと認められる災害リスクのあるハザードエリアから、より安全な土地への移転を促進することを目的としております。

自然災害が発生した地域または災害のおそれのある災害危険区域に移転促進区域を設定し、10戸以上、場合によっては5戸以上の住宅団地の規模で移転することが要件となります。本事業による国庫補助の対象となる経費については、右に四角で囲っているとおりとなります。

16ページをお願いします。

こちらは、「被害を軽減する対策」の事例になります。条例により、流域対策を行っている事例として、浸水危険性が高い地域について、土地利用規制や建築行為の許可制を講じていたり、また洪水予報河川や水位周知河川のほか、主要な一級河川、普通河川、水路等についても氾濫を想定した水害リスク情報を「地先の安全度マップ」として公表し、土地利用や住まい方、避難行動につなげるための基礎資料として活用しております。

17ページをお願いいたします。

こちらは、「早期復旧・復興に備えるための対策」に関する事例になります。氾濫水を早期に排除するための排水門の整備や排水機場等の耐水化、具体的には電源設備等の嵩上げ、止水板の設置等を推進した事例になります。

18ページをお願いいたします。

これまで、流域治水の各対策について説明して参りましたが、球磨川では平成27年から開催されてきた「球磨川治水対策協議会」において、既に集水域の対策検討を行ってまいりました。ここでは、当時検討しました「球磨川における過年度の集水域での対策検討状況」について御説明いたします。

紹介する資料は、「球磨川治水対策協議会」の第5回及び第6回で提示しました①雨水貯留対策案、②雨水浸透施設案、③水田の保全案になります。なお、これらの対策は、あくまで当時の治水対策協議会において、球磨川流域の土地利用状況等から集水域における貯留の可能性について検討したものであります。

19ページをお願いいたします。

こちらは、①雨水貯留施設案、②雨水浸透施設案になります。先ほどまでに紹介しました校庭等を活用した貯留施設や透水性舗装、浸透ますになります。

20ページをお願いいたします。

こちらは、③の水田の保全案になります。こちらも、先ほど紹介しました田んぼによる貯留を検討した資料になります。

21ページをお願いいたします。

こちらは、当時各案の検討をした際の考え方になります。球磨川流域全体を検討の対象範囲として、①雨水貯留施設、②雨水浸透施設、③水田の保全の各案の対象箇所と対象量の考え方については、以下の表に示す事項を基本としております。

22ページをお願いいたします。

こちらは、①雨水貯留施設案の候補箇所になります。球磨川流域では、雨水の貯留を見込める可能性がある学校の運動場、公園等の施設が全89箇所、約85ha存在し、仮に一律0.3mの貯留高さとした場合、約25万 m^3 の貯留容量となります。

23ページをお願いします。

こちらは、②雨水浸透施設案になります。球磨川流域では、雨水の浸透を見込める可能性がある屋根部の面積が約450ha、道路部の面積が約410haで、球磨川流域全体で平均的な浸透量は約45万 m^3 となります。

24ページをお願いいたします。

こちらは、③水田の保全案になります。球磨川流域には、雨水の貯留を見込める可能性がある水田が約5,300ha存在し、畦畔嵩上げ、堰板設置により、深さ0.15mの貯留を考慮した場合、貯留量は約790万 m^3 となります。

25ページをお願いします。

次に、流域治水プロジェクトについて御説明いたします。

26ページをお願いいたします。

流域治水については、これまでに説明してきたとおりですが、河川管理者等の取組だけではなく、流域全体で実施すべき対策の全体像を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速するためのプロジェクトの公表を全国の各河川にて取組を進めております。イメージにありますように、例えば「戦後最大と同規模の洪水を安全に流すこと」を目標として、赤枠の河川の対策、オレンジ枠の流域対策、緑枠のソフト対策などを分かりやすく提示するものです。本協議会でも、流域治水プロジェクトを取りまとめ、公表していくこととなります。

また、激甚な災害を受けた河川については、流域治水プロジェクトで取り組むメニューのうち、再度災害防止の観点から、5年から10年程度で実施するプロジェクトメニューを抽出し、速やかに着手する「緊急治水対策プロジェクト」として公表することとなります。

27ページをお願いいたします。

先ほど説明いたしました激甚な災害を受けた河川において公表した、「緊急治水対策プロジェクト」の近年の事例として、佐賀県にあります六角川のプロジェクトを紹介いたします。

令和元年8月豪雨において甚大な被害が発生した六角川水系においては、関係機関が連携し、12月末に「六角川水系緊急治水対策プロジェクト」として治水対策を取りまとめ公表しています。

国、県、市町等が連携し、河川における対策、流域における対策、まちづくり・ソフト施策、の3つの取組を実施していくことで、概ね5年間で逃げ遅れゼロ、社会経済被害の最小化を目指すこととしております。それぞれ3つの箱の下段に主な取組メニューが記載されております。

28ページをお願いします。

こちらは、「六角川水系緊急治水対策プロジェクト」で取りまとめた位置図になります。先ほどの主な取組メニューに対して、河道掘削の場所などの事業の実施箇所等を示しております。低平地の広がる六角川流域では、河川における対策とあわせてため池の活用やクリーク等の活用等といった対策が盛り込まれているとともに、まちづくりやソフト施策についても左上の枠に記載されております。

続きまして、右肩に資料-2と記載のある資料を御用意ください。

表紙をめくっていただき、初めに球磨川流域治水協議会の設置について御説明いたします。

2ページをお願いします。

球磨川流域治水協議会の設置について、左側の箱書きでは、これまでの治水対策の検討の場について記載しております。平成21年1月から「ダムによらない治水を検討する場」において検討を進め積み上げた対策については、地域の理解が得られたものから順次対策を実施しております。

平成21年から令和元年度まで、国で約230億円、県で約29億円、市町村で約5億円の事業費により河道掘削等の事業を実施しており、現在も引き続き継続的に実施しているところです。

その下段には、平成27年から検討してきた「球磨川治水対策協議会」について記載しております。「球磨川治水対策協議会」では、戦後最大の昭和40年7月洪水と同規模の洪水（人吉地点約5,700m³/s）を安全に流すことを目標とし、新設のダムを除く治水対策について網羅的に検討し、表に記載している10案の組合せ案の評価を実施して参りました。

このような状況の中で、資料中央にあります令和2年7月球磨川豪雨災害が発生したことを受けて、令和2年7月球磨川豪雨検証委員会で「今次洪水の流量の推定について」、「ダムによらない治水を検討する場で積み上げた治水対策及び球磨川治水対策協議会で検討してきた治水対策の効果について」、「仮に川辺川ダムが存在した場合の効果について」、「初動対応について」等の検討を行って参りました。

本日この場で開催しております「球磨川流域治水協議会」を立ち上げ、これまでの治水対策の検討の場については発展的に解消させていただき、流域治水への転換の観点も

含めて新たな協議会の場を設置することといたしました。

本協議会では、令和2年球磨川豪雨災害を二度と生じさせないとの考えのもと、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備えつつ、早急な地域社会の復興に向け、流域における関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための情報共有・検討等を行うことを目的として進めていきたいと思っております。

なお、本協議会においては、これまでに検討してきた河川における対策に加え、流域での対策及びソフト対策の実施内容を含んだ「流域治水プロジェクト」を取りまとめ公表していくこととなります。

3ページをお願いいたします。

ここでは、球磨川流域治水協議会の目的、実施事項、構成を記載しておりますが、別添の「球磨川流域治水協議会規約（案）」を読み上げさせていただきます。規約（案）を御用意ください。

球磨川流域治水協議会規約（案）。

（名称）第1条。

本協議会は、球磨川流域治水協議会（以下、協議会という）と称する。

（目的）第2条。

本協議会は、令和2年7月球磨川豪雨災害を二度と生じさせないとの考えのもと、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備えつつ、早急な地域社会の復興に向け、流域における関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための情報共有・検討等を行うことを目的とする。

（協議会の構成）第3条。

協議会は、下記の職にある者をもって構成する。

九州地方整備局長、熊本県知事、市町村長（八代市長、人吉市長、芦北町長、錦町長、あさぎり町長、多良木町長、湯前町長、水上村長、相良村長、五木村長、山江村長、球磨村長）、九州農政局長、熊本地方気象台長。

2、協議会は必要に応じて学識経験者等の意見を聴く場を設けることができる。

（事務局）第4条。

事務局は、国土交通省九州地方整備局及び熊本県におく。

2、協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

（協議会の実施事項）第5条。

協議会は、次に掲げる事項を実施する。

一つ、球磨川流域で行う治水対策のあり方を共有・検討。

一つ、河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策から構成される、「球磨川流域治水プロジェクト」の策定と公表。

一つ、公表した「球磨川流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況のフォローアップ。

一つ、その他必要とされる事項。

（会議の公開）第6条。

協議会は原則公開とし、協議会資料及び議事録については公開する。ただし、特定の個人・団体の利害に関することなど、公開することが不適切な場合は、非公開とするこ

とができる。

(その他) 第7条。

本規約で定める事項について、改正の必要があると認める時は、構成員の同意を得て、改正することができる。また、この規約に定めがない事項は、協議会において定める。

資料に戻りまして、4ページをお願いいたします。

球磨川流域治水プロジェクトについて御説明いたします。

5ページをお願いいたします。

「球磨川流域治水プロジェクト取りまとめに向けての基本的な考え方」について読み上げさせていただきます。

球磨川流域治水プロジェクト取りまとめに向けての基本的な考え方(案)～あらゆる関係者が主役となる取組～。

令和2年7月豪雨では記録的な降雨となり、球磨川流域では観測開始以来最高の雨量・水位を記録。河川の氾濫等により50名の方が亡くなられたほか、家屋の流出など甚大な被害が発生。更に国道や鉄道などの17橋梁が流出するなど地域経済に大きな打撃を与えた。

「令和2年7月球磨川豪雨検証委員会」では、今次洪水のピーク流量(人吉地点約7,900m³/s)は、河川整備基本方針の基本高水のピーク流量(人吉地点7,000m³/s)を上回る流量であることを確認した。

「令和2年7月豪雨検証委員会」での検証の結果、今次洪水に対して、これまで「ダムによらない治水を検討する場」で積み上げた治水対策、「球磨川治水対策協議会」で検討してきた治水対策案では、一定の効果は確認されたものの、計画高水流量や計画高水位は大きく上回る結果となった。また、仮に川辺川ダムが存在した場合、浸水被害が軽減されるが、川辺川ダムだけでは全ての被害を防ぐことができない結果となった。

このような検証結果も踏まえ、球磨川の今後の治水対策にあたっては、河川管理者による河川での対策に加えて、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる関係者も参加して、流域における対策にも取り組むとともに、被害の軽減のためのハード・ソフト対策一体となった取組を行う。

なお、治水対策の実施にあたっては、人吉・球磨地域に生きる人々にとって、球磨川そのものが「かけがえのない財産」であり、「守るべき宝」になっていることを十分踏まえて、国、熊本県、市町村、企業、住民等全ての関係者が協働し、以下の行動を行う。

一つ、人命、財産、地域経済への被害を最小化すべく、今次洪水に対して球磨川の河川水位を下げることを基本とした「河川区域での対策」。

一つ、球磨川への流入を抑制するため、流域への貯留を最大限行う「集水域での対策」。

一つ、減災のために、土地利用、住まい方の工夫等を行うほか、住民の避難行動につながるきめ細かな情報提供などを行う「氾濫域での対策」。

6ページをお願いいたします。

球磨川流域治水プロジェクトにおける各対策について御説明いたします。

まず、河川区域での対策です。先ほど、基本的考え方で示したとおり、今次洪水に対して球磨川の河川水位を下げることを基本として、これまで積み上げてきた「ダムによらない治水を検討する場」や「球磨川治水対策協議会」での検討結果、「令和2年7

月球磨川豪雨検証委員会」での検証結果も踏まえ、あらゆる治水対策を検討した上で目標達成へ向け、スピード感を持って対応可能なメニューを抽出します。

次に、集水域での対策です。球磨川への流入を抑制するため、集水域での貯留を最大限行うこととして、雨水貯留施設の整備、田んぼダム、ため池の高度利用、雨水浸透施設の整備等の対策を関係機関と連携して検討して参ります。

最後に、氾濫域での対策です。減災のために、土地利用、住まい方の工夫等を行うほか、住民の避難行動につながるきめ細かな情報提供などを行うためには、土地利用規制や高台まちづくり誘導など、箱書きの中に記載している対策等について、関係機関と連携し取組を推進して参ります。

今後は、国、県、市町村等が連携し、これら3つの取組の内容を検討し、流域治水プロジェクトを取りまとめの上、様々な取組を進めていくことで流域全体での水害の軽減に繋げていくものとしております。

7ページをお願いします。

流域全体で行う「流域治水」の検討についての御説明をいたします。先ほども説明しましたとおり、流域治水の取組については、国、県及び流域市町村が連携し進めて参りますので、下にお示ししている表の整理に基づいて、各項目で想定される対策実施主体が実施について検討を行うこととなります。

特に、集水域での対策や氾濫域での対策のうち、市町村が主体となって検討を行う必要がある項目については、各市町村において実施可能な内容についての検討をお願いしたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

なお、これらの検討結果については、いただいた御意見も踏まえ、次回の第2回協議会において取りまとめを実施する予定としております。

8ページをお願いします。

次に、今後のスケジュールについて御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

左端が本日の第1回協議会であり、流域治水協議会を設置いたしました。

続いて、次回の予定としましては、治水対策（河川区域での対策）のメニューについて、国と県から御提案させていただくとともに、各市町村から流域対策の提案等をお願いしたいと思います。また、ソフト対策についても、情報共有、検討等を行いたいと思います。その後、令和2年度内に流域治水プロジェクトを公表することを目標として検討を進めるとともに、流域治水プロジェクトを策定前の段階で球磨川水系では激甚な災害を受けた河川として、緊急治水対策プロジェクトを取りまとめ公表して、速やかに再度災害の防止のために緊急治水対策工事等に着手する予定としております。

なお、流域治水プロジェクトの公表後は、プロジェクトに沿って流域全体で実施すべき対策を推進していくこととしております。

私からの説明は以上となります。

熊本県 河川港湾局長)

熊本県土木部で河川港湾局長をしております永松でございます。座って御説明させていただきます。

資料－３を御覧ください。現在、熊本県では、住民の皆様の御意見、御提案をお聴きする会を実施しておりますけれども、今回の洪水でも市房ダムが放流したことが水位上昇の原因ではないかといった市房ダムの操作に関する様々な御意見がございます。より多くの方に市房ダムの操作について、理解を深めていただきたいと考えております。

今回を含め、様々な場で市房ダムの洪水調節の方法や異常洪水時防災操作とは何か、また過去の洪水における市房ダムの操作の状況などについて御説明をさせていただきたいと考えておりまして、本日は資料－３を準備させていただきました。

それでは、１ページ目を御覧ください。

まず、通常の洪水調節操作について御説明いたします。左側の図を御覧ください。

晴天時や弱い雨などの平常時につきましては、洪水調節容量には水を貯めないよう、流入量と同じ量を下流に放流しまして運用水位を維持しております。

次に、右側の洪水調節時を御覧ください。降雨が一定程度あり、流入量が増え、市房ダムの流入量が $300\text{m}^3/\text{s}$ を超えると洪水調節を開始することになります。

洪水調節は、洪水の一部をダムに貯める操作でございます。つまり、ダムに入ってくる流入量よりも少ない量を下流に放流することで、その差分をダムに貯める操作でございます。ダムに水を貯めますので、ダムの水位は上昇いたします。雨がやみ、ダムへの流入量が減ってくると、次の雨に備えてダムの洪水調節容量を空けておく必要がございますので、ダム下流の河川の水位などの状況を見ながら放流を行いまして、ダムの水位を下げて参ります。以上を繰り返しながら、ダムを運用しているところでございます。

２ページ目をお願いいたします。

異常洪水時防災操作について御説明いたします。報道などでは、緊急放流というふうに呼ばれている場合もございますが、正式には異常洪水時防災操作と呼ぶものでございます。

まず、左の図のように、通常の洪水調節を実施しまして洪水の一部を貯めることでダムの水位が上昇をして参ります。

右の上の図を御覧ください。雨の降り方によりましては、市房ダムに貯められる限界である 283m の満水に近づくことがございます。満水まで水位が上昇する可能性が生じた場合には、水位をこれ以上上昇させることができませんので、水位を一定に保つ必要がございます。ダムから流す量をダムに入る量と同じにすることで、水位を一定に保ちます。

この操作を、異常洪水時防災操作と呼んでおります。ここでのポイントとしましては、右下の図のように、流入量以上に下流に放流をして、ダムの水位が下がるような、そういう操作ではないということでございます。

３ページをお願いいたします。

ちょっと詳しくなりますが、今御説明しました市房ダムでの通常の操作と異常洪水時防災操作を、降雨量とダムへの流入量、それから放流量との関係を表したグラフで御説明いたします。

左の(A)の通常の操作を御覧ください。グラフに、①②③④という数字が入っておりますが、グラフの①の部分は平時の操作で青色の流入量と赤色の放流量が一致している状態です。洪水調節はしていない状態になります。

グラフの②でございますが、流入量が $300\text{m}^3/\text{s}$ を超えたため、洪水調節を開始してい

る状態です。このときは、流入量が増えています。放流のルールに従って放流量も一定の割合で増加させていきます。ただし、流入量より少なく放流することで、その差、青い色がついておりましたが、ここをダムに貯留していきます。

次に、グラフの③の部分でございますが、流入量ピークと書いてありますが、流入量が最大に達しましたので、その後はそのときの放流量を維持しまして、同じ量を放流をし続けることを表しております。市房ダムでは、通常の実操作では最大の放流量は650m³/sと決められております。

グラフの④の部分ですが、これは流入量が減ってきまして、次の洪水に備えるため、ダムの貯水位を下げるために下流の状況に注意しながら放流を行っている状態です。

次に、右側の(B)のダムの容量が満杯になることが予想される場合の操作、いわゆる異常洪水時防災操作について御説明します。

グラフの③、赤色で書いてありますが、その部分が異常洪水時防災操作になります。③までの一定量を放流している状態を続けていますと、ダムが満杯になると考えられる場合に、放流量と流入量を同じにする操作を行います。グラフの破線で囲んでおりますけれども、この部分で放流量と流入量が同じになるまで赤線を増加させている部分、これが異常洪水時防災操作になります。そして、この操作をした場合でもダムの水位を一定に保つことが目的でございますので、流入量以上に放流することは基本的にはございません。

右下の表でございますが、市房ダムにおいて、これまで発生した大きな洪水実績を表したものです。市房ダムでは、これまで異常洪水時防災操作を昭和46年、昭和57年、平成7年の3回実施をしております。なお、戦後最大の洪水と言われております昭和40年7月洪水と今回の令和2年7月豪雨では、いずれの洪水でも異常洪水時防災操作は実施しておりません。

次に、4ページをお願いいたします。

異常洪水時防災操作を実施した例としまして、昭和46年8月洪水の市房ダムの放流状況について御説明いたします。縦にグラフが2つ並んでいますけれども、下のグラフを御覧ください。赤線で示しているのが流入量です。流入量は、18時頃に1,174m³/sで最大になってございます。このときに、黒色が放流量でございますが627m³/sとなっております。つまり、市房ダムへの流入量がピークになっているときに、ダムへの流入量のうち、46%をカットして下流に放流しております。

その後、流入量がピークを過ぎたため、しばらくは同じ量を下流に放流していましたが、貯水位が283mという貯められる最高水位に到達する可能性が出てきましたので、流入量のピークになった2時間ほど後に、異常洪水時防災操作に移行しております。青い点線で示しておりますけれども、放流量を増やしている状況になります。

流入量のピークが既に過ぎてしまった後で、異常洪水時防災操作に入りましたので、結果的に792m³/sのところまで流入と放流が同じ量になり、その後2時間ほど最高水位付近で水位を維持しております。

上のグラフを見ていただきますと、最高貯水位283mというところで、一定期間ずっと同じ水位を保っているという状況になります。

その後、さらにダムへの流入量が減りましたので、下流の水位の状況を見ながら放流量

を流入量より多く下流に放流して、ダム水位を下げ、洪水調節容量を空ける操作に移っていくということをしてございます。この洪水の場合でも、黄色で書いておりますけれども、ダム下流への放流のピークというのは、4時間程度遅らせることができているということでございます。

5 ページ目をお願いします。

昭和40年7月洪水でございます。市房ダムの操作について御説明いたします。

下の流入量と放流のグラフを御覧ください。赤線で示しているのが同じようにダムへの流入量です。流入量は3時頃に $862\text{m}^3/\text{s}$ で最大になったとなっておりますけれども、このときの放流量は $521\text{m}^3/\text{s}$ となっております。このときに、ダムへの流入量のうち40%をカットして下流に放流しているということでございます。同じようにその後、さらにダムの流入量が減りましたので、下流の水位の状況を見ながらダムの放流をして水位を下げているということになってございます。

御覧のように、この昭和40年7月の洪水においては、市房ダムで異常洪水時防災操作は実施しておりません。また、最大放流量 $521\text{m}^3/\text{s}$ となっております。計画最大放流量である $650\text{m}^3/\text{s}$ 以下で放流をしているという状況です。

6 ページ目をお願いいたします。

これは、今回の豪雨での市房ダムでの防災操作の状況です。これは、検証委員会でも御説明しましたので詳細は省略いたしますけれども、7月4日の7時40分頃に右下のグラフですけれども、7時40分頃に最大流入量となる $1,235\text{m}^3/\text{s}$ を記録しており、そのとき53%に当たる $650\text{m}^3/\text{s}$ をダムに貯めまして、放流量としては $585\text{m}^3/\text{s}$ で下流に放流しております。グラフの中の赤い線を見ていただきますと分かりますように、53%カットした後ですけれども、放流量、赤色の線はほぼ一定の状態の下流に放流をしているという状況でございます。

7 ページをお願いします。

最後に、通常洪水調節操作の実施をしているときの市房ダムへの下流への放流方法について御説明いたします。住民の方から、市房ダムで今回の洪水もダムから放流されたから下流の水位が上がったという話を伺うこともございます。市房ダムにつきましては、利水放流管というものと、それからダム上部にクレストゲートというのがございまして、この2つを使って放流を行うダムでございます。それぞれのゲートの位置は、写真の中に書いておりでございます。

左に棒グラフがございしますが、これは放流量を示しています。上に行くほど放流量が多くなっております。

右側でございますが、その横に放流で使用する施設を示しております。放流量が少ない $25\text{m}^3/\text{s}$ までは、緑色で示した部分でございますけれども、利水放流管からの放流となります。クレストゲートからの放流は、 $25\text{m}^3/\text{s}$ まではございません。放流状況は、右側の写真の①のとおりでございます。管の中を水が流れているという状況です。放流量が増えまして $25\text{m}^3/\text{s}$ を超えますと、グラフの青色の部分になりますが、クレストゲートという上からのゲートからの放流が始まります。

$300\text{m}^3/\text{s}$ までは白色の矢印で書いておりますとおり、平時ということで $300\text{m}^3/\text{s}$ までは洪水調節をしておりませんが、クレストゲートから水が流れている状態です。さら

に、300m³/s を超えて放流量が増えてきますと、通常の洪水調節の操作に入ります。さらに、クレストゲートからの放流量が増えていくことになります。右上の写真②が、そのクレストゲートからの放流の状況でございます。

つまり、市房ダムでは通常の洪水調節をやっているときにも、基本的にはクレストゲート、上のゲートからの放流が実施されているということでございまして、一番下に書いてますように、クレストゲートからの放流をしているということがイコール異常洪水時防災操作ではないということでございます。ちなみに、過去10年間、この間異常洪水時防災操作はございませんけども、通常の洪水調節をやってますが、平均で年間5、6回のクレストゲートからの放流を行っているところでございます。

県からの説明は以上でございます。

司会)

はい。ありがとうございました。

これまでの説明内容や先ほど説明しました規約案について、御質問や御意見をお受けしたいと思えます。御意見、御質問があります方は、挙手にてお願いいたします。

錦町長)

錦町の森本です。

流域治水という我々からすれば新しい言葉が出てきたわけですが、実は昨日でございましたが、八代市長、人吉市長、それと五木村長、私、4人で本省に出向きまして、国管理河川の九州の治水連盟の期成会がございまして、そこで来年度の予算要求をしてきたところでございます。

その中で、九州から18期成会ほど来ておられまして、その要望の中にこの流域治水という言葉がよく出てきました。その言葉を聞きながら、流域治水とはそういうものかなと思ひながら昨日聞いておりまして、今日また改めて聞かせていただきまして、ああいいことだなと思っております。

ただ、この流域治水というものが、この急流といひますかね、球磨川にマッチするのかなという思ひでございまして。先ほど言ひました期成会の皆さん方は、どちらかといひば緩勾配の河川といひますかね、緩やかな河川であるし、あるいは洪水調整遊水地ですかね、それも多く田畑があるというところでは。

球磨川におきましては勾配が非常に厳しいということ、調整池とする田んぼも少ない、そして、背後地といひますかね、流域に流れてくる球磨川以外からの中小河川といひますかね、それが非常に多いということをお考え合わせますと、非常に私は流域治水というものは厳しいかなと思っております。

しかしながら、これをしていかないとどうしようもないということだと思っておりますので、我々も一生懸命して、住民の生命、財産を守るためには、しっかりとしていかなければならないと思っております。

ただ、こういうのをただらとしていけばどうしようもありませんので、ぜひスピード感を持ってしていただければと思ひますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

司会)

ありがとうございました。球磨川において流域治水というところの対応の状況はあるものの、しっかりと連携してやっていただきたいということと、スピード感を持ってやっていただきたいということで、要望ということで受け止めてよろしいですか。

錦町長)

はい。

芦北町長)

芦北町の竹崎でございます。

規約についてでございますけども、目的の第2条に「二度と生じさせない」という、この文言に私は一番注目をしたわけです。

私の町では、球磨川だけではなくて県の管理河川、田浦川、佐敷川、湯浦川、これらが氾濫をいたしました。特に、大きい佐敷川では、この氾濫によって1,000世帯の浸水被害を受けたわけであります。

私は、今日も現場をずっと回って参りましたが、被災住民の方々にですね、もう二度とこういうことはもうないようにいたしますからと、私が責任を持ちますということをお訴えながら回っております。したがって、「二度と生じさせない」というのはですね、ここにご参加の皆さん方、相当の覚悟をしなければいけないという重大な責任のある立場にあると思っております。

次、生じた場合は責任を免れないんだという、そういう強い思いで、固い意志で、ぜひこの球磨川流域治水協議会を実のあるものに私はしていくべきだというふうに思っておりますので、冒頭に申し上げておきます。

司会)

はい、ありがとうございました。

相良村長)

相良村長の吉松でございます。

蒲島知事におかれましては、流域の市町村の住民の意見をお聴きいただきまして、本当にありがとうございます。

その中でも意見が出ました河川の掘削、堤防の嵩上げ、家屋のかさ上げ、遊水地と、これも言葉が適切ではないかと思いますが、住民に目に見える仕事、実感があることを早急にやっていただきたいと思っております。

それと、今回は横井農政局長がお見えですので、うちの用水路がですね、120ha ぐらいの用水路が、来年水稻ができるかできないか難しい状態になっておりますので、速やかな査定をお願いいたしたいと思っております。町村は今、査定中ですので、査定官につきましては国交省の方、農政局の方おられますので、ぜひとも速やかな査定をよろしくお願いいたします。

それと、この中で高台移転の件が出ましたが、集団移転の場合はいろいろ補助があるん

ですが、どうしても集団全体ということで、集落全体が移転ということは難しいものがございまして、本村でもですね、高台といいますか、そういう農地も含めて移転候補地を考えているんですが、候補の場合ですね、補助事業がないということですので、何かございましたらこれもお願いしたいと思います。

それと、先ほど錦町長からも言われましたが、いろんな予算獲得で今は災害があつてこのようにいろんな会議がありますが、だんだん風化していくと、どこの災害地も風化していきますので、早めの予算獲得をされて、早めの実施をしていただきたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

司会)

ありがとうございました。

査定の話と、補助制度とかそういったところをいろいろ教えていただきたいという話と、早めの治水対策の実施ということの要望だったかと思ひます。

何かコメントはありますでしょうか。

九州農政局 局長)

これからの災害対策もありますけど、今の現場の災害からの復旧・復興という観点で、早期の災害査定の話をしていただきました。復旧・復興に向けて農政局のほうも全力で取り組みますので、また、現地の査定の遂行に当たって、また御理解、御協力をいただけるようによろしくお願ひいたします。

相良村長)

お願ひします。

熊本県知事)

今、私のほうに掘削の話がありました。私も皆さんから意見を聴く集会に出ると、今回のプロジェクトを全部やるととても長くかかるので、掘削を急いでくださいという話がありました。これが多分、一番多かったんじゃないかというふうに思ひます。

今、そういう意味で、県庁内部で検討して、至急、とりわけ支流を含めて躊躇なくやっていきたいと思ひてます。支流のところもですね、やっぱり大きな問題があるというふうなことを聴きましたので、そういう意味ではそういう意見を承っていますし、今そういう方向で県庁のほうも体制を組みつつありますので。

相良村長)

よろしくお願ひいたします。

九地整 河川部長)

整備局の河川部長の藤井です。御意見ありがとうございます。

補助メニューについては、またいろいろ御相談させていただければと思ひますけれども、掘削ですとかこれまでも可能な限りやってきたところでもございますし、やっぱり目

に見えることから進めていくということは非常に大事なことでと思いますので、またしつかり御相談させていただきながら、またこの協議会の中でも説明方を含めて御議論させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

司会)

ありがとうございました。ほかに御意見、どうでしょうか。

人吉市長)

重ね重ねになるかもしれませんが、今回の豪雨災害ですけど、五木村、水上村から八代まで、球磨川流域全体、支川、谷、沢まで本当に大きなダメージを受けております。ただでさえ5分の1から10分の1という低い治水安全度の川の危険性が、さらに土砂の流入等により高まっているというふうに思います。

来年の出水期は待ってられません。できることからやはりすぐにやる、できることは全てやる、このことが球磨川緊急治水対策プロジェクトと、球磨川流域治水プロジェクトという言葉になってるんだというふうに理解をします。

出水期は待ってられませんので、できるだけ早く取組を進めていただきたいというふうに思います。よろしく願いします。

司会)

ありがとうございます。できるだけ早く、スピード感を持ってということでございます。

ほかに。御意見等でも。

あさぎり町長)

あさぎり町長の尾鷹でございます。今日はお世話になります。

資料 - 1 の4ページのこととちょっと御意見を申し上げさせていただきたいと思いますが、ここに集水域、河川区域、氾濫域と3つに分けてありますが、今日は九州農政局からも局長においでいただいておりますが、治山というようなお考えは入れなくてもよろしいのでしょうか。災害を見ますと、山からの流木や土砂の被害もかなり出てると思うんですが、そういう意味でやはり治山というものも私はこの治水と併せて大切かなと考えております。

それと、もう一つ、熊本気象台からも台長においでいただいておりますが、私たちが避難指示、避難勧告を出すときには、やはり気象台からの情報それから川の水位、そういうものを考案しながら出すわけですけども、やはり気象情報というのがやはり一番の目安になってきます。

そういうところで、私たちもできるだけ夜の避難ではなくて明るいうちの避難を、もう空振りでもいいですので、明るいうちの避難ができるような情報等をいただければと思いますので、そういうようなところも何か一緒に、ソフトの面でいろいろ考えていただければと思います。よろしく願いします。

司会)

ありがとうございます。

一つは、流域治水の中で治山も入れられないのかという概念の御質問かと思えます。

これについて、国のほうからよろしいでしょうか。

八代河川国道事務所長)

先ほどいただきました質問のとおり、やはり集水域という観点からすると、今言われたように山林ですとか、そういったところも非常に重要になってくるのかなと思っておりますので、ぜひ検討項目の中にも含めていきたいと考えてございます。

熊本県知事)

今回の御意見を聴く会の中でも、この治山がとても大事だということを言われています。そして、山の管理がやっぱり相当今おろそかになってるということも聴いてますし、それから広葉樹が少ない、そういうことも私のところで意見として今入ってますので、治山、治山ダムという形で彼は言ってましたけども、間伐、これも県としてもできることを躊躇なくやりたいと思います。

これ、山主さんに任せておくと、なかなかできないんじゃないかというお話が意見を聴く会の中でも出てきました。不在地主さんが多いということもあって、また高齢化でできないと、そういうことを踏まえながら、やっぱり治山というのも大事だなというふうに私も感じてます。

以上です。

司会)

ありがとうございました。

气象台の情報、早めの情報の出し方もよろしくお願ひしたいということで、气象台のほうからよろしいでしょうか。

熊本地方气象台長)

熊本地方气象台の板東です。御意見どうもありがとうございました。

避難勧告、避難指示等についてはやはり気象情報が大事だというのは、あさぎり町長がおっしゃるとおりだと思います。今回の大雨につきましては、線状降水帯というもので豪雨になったわけですが、なかなかその予想については現時点では難しいということは、報道等されてるとおりでございます。

ただ、やはり明るいうちでないと避難ができないということは、皆さんのところを首長訪問という形で回らせていただいたときにも御意見はいただいているところです。

線状降水帯の精度の良い予測の早期提供は難しいことから、気象庁として、明るいうちの避難に役立つ何らかの情報というものを提供できるように、できる限り検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

司会)

ありがとうございました。

よろしいでしょうか。ほかに御意見等ございますでしょうか。

球磨村長)

球磨村の松谷でございます。よろしく申し上げます。

球磨村の場合が、他の市町村とは地形的なやっばり違いがありまして、治水対策に関しましても内容がどうしても変わってくるのかなと思います。流域治水をしていただきながら、球磨村のような山間地の場合、またそれと違うですね、例えばかさ上げでありますとか、そういうところも含めたところで考えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

司会)

球磨村については、かさ上げ等も含めて検討していただきたいということでございました。よろしいでしょうか。

多良木町長)

お世話になります。多良木町長の吉瀬です。よろしく申し上げます。

実は、検証委員会の中でどなたか町村長がおっしゃったと思うんですが、今球磨郡には、湯前、多良木、あさぎり、錦町さん、それぞれ川が、かんがい用水路、幸野溝とそれから百太郎溝と2つの、世界かんがいにも登録されてるんですけど、この2つの灌漑用水があるんですが、こちらの土地改良区が非常に困っておられるのは、今回ものすごいとんでもない土砂が流入をしております、もう一つの土地改良区だけではとても手に負えないというくらいの土砂の流入です。

今、建設会社に土砂を揚げていただいておりますけれども、こちらのほうにも何らかの対策を取っていただければというふうに思います。それを、例えば町村のほうに何とかできないだろうかというふうに御相談に来られてます。かんがいですので、恐らく国、県のほうにもお願いには行っておられると思うんですが、何分非常に困っておられるということですので、ぜひ幸野溝と百太郎溝の土砂の浚渫についても御考慮いただければというふうに思います。

それからもう一つなんですが、市房ダムが放流をされたというお話を、先ほど県の方からお伺いしたんですが、私もそのお話は伺っておりました。やはり正しい情報によって議論をしなくてはいけないと思いますので、やはりこれを住民の方々に知っていただく努力は私たちもしなければいけないと思いますので、今、私たちは昭和40年の洪水のときに放流はされてないということをお伺いしましたので、こういったことを住民の方により広く知らせる努力を私たちはしなくてはいけないと思いますので、例えば新聞等々で意見広告を出すとか、そういうことで正しい情報を知らせていただければというふうに思います。もしできるならばということで、よろしく申し上げます。以上です。

熊本県知事)

市房ダムへの懸念については、やはり多くの方が住民集会で、意見を聴く会で話されました。

そして、今までの説明がちょっとやっぱり分かりにくかったなということで、私はその意見を聴いて、今県庁に、より分かりやすく、まあ今日のやつは大分分かりやすくなってたと思いますけれども、これまでの歴史ですかね、そういうものをきちっと分かるように、紙芝居のようなものも含めながらですね、それを丁寧に説明できるようにということで、今日はその最初の会の市房ダムのこれまでの管理について、ちょっと皆さんに聴いてもらいましたけども、この前の最初のやつよりも大分分かりやすかったかなと思います。

もっと分かりやすくして、皆さんの口からも、実は市房ダムはこういう形でこれまで3回放流をやっていると、そして前回のやつも放流したじゃないかという疑問もありましたけども、それは私もそこに一緒におりましたので、120%ありませんので、そういうことを誤解を解くということもとても大事だと思います。よろしくお願いします。

司会)

ありがとうございました。もう一点、かんがい用水路の浚渫という要望もありましたので、要望ということでよろしいでしょうか。

ほかに御意見等はないでしょうか。

八代市長)

八代市でございます。

それぞれ首長さん方、それぞれの地域の思いを言っていただきました。この協議会、12市町村ございますけども、全てが同じ思いの中で今日は出席されているというふうに思います。

それぞれの地域地域、もちろんこのプロジェクトの中に入ってくるものだと思いますし、先ほどの尾鷹町長さんの言われた治山ですね、これは以前にも何かの場でも言われたというふうに思っております。これは、十数年前の川辺川ダムするときにもこういった話があったというふうに思っておりますし、治山というのも大事な部分であろうと思います。特に山間部、ほとんどが山間部になるわけですからそれも含めて、今日は農水局長も来ておられますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

で、一つ気になるといいますか、大したことじゃないんですが、資料-2の5ページ、ポツの5番目に「人吉・球磨に住まれる人」としかないんですね。流域となれば、芦北、八代も入るわけでありまして、何か、私は理解しますけども、見られた方々がどう思われるかという部分もあろうかと思ひます。

流域全体、八代も芦北も球磨川は宝だというふうに思っておりますし、その辺をですね、まあ案となっていますから言わせていただきましたけども、そういった一体の思いということを再確認させていただいたところでもあります。

司会)

ありがとうございます。すみません、ここの文については事務局のほうで適切に直した

と思いますので、またよろしくお願いいいたします。

ほかに御意見等ございませんでしょうか。

規約についても、先ほど御説明しましたとおりでございます。もしよろしければ、規約についても「案」を取って、正式に規約ということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

司会)

ありがとうございます。

それでは、そのほかに本日の説明全体を通して、または今後の進め方等について御意見がありましたら挙手にてお願いいいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

司会)

ありがとうございました。

それでは、予定しておりました議事が全て終了しました。最後に熊本県知事そして九州地方整備局長からコメントをいただきたいと思います。

まず、蒲島知事からコメントをいただければと思いますので、よろしくお願いいいたします。

熊本県知事)

本日は、流域治水の概要、球磨川における過年度の対策・検討状況、そして流域治水プロジェクトのイメージ、本協議会での検討内容などをお示しいたしました。国及び流域市町村長の皆様からも、貴重な御意見をいただきました。

本日の議論を踏まえ、いただいた御意見を整理した上で、冒頭の挨拶でも申し上げたとおり、時間的緊迫性を持って治水の方向性を検討して参ります。

今後とも皆様の御協力をよろしくお願いい申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

司会)

ありがとうございました。

それでは最後に、村山局長よりお願いいいたします。

九地整 局長)

御議論ありがとうございます。

本日の御議論また御意見を踏まえまして、次の協議会におきましては、抜本的な治水対策として考えられる具体的な対策、こちらの組合せをお示しさせていただければと考えております。いずれにしましても、スピード感を持って取りまとめて参りたいと考えており

ますので、引き続きの御協力、御指導をお願い申し上げます。

今後とも、この本協議会のメンバー一体となって再度災害防止の観点から検討させていただければと思っております。ありがとうございました。

司会)

ありがとうございました。

なお、次回の委員会の開催につきましては、改めて日程調整の上、またお伝えしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして第1回球磨川流域治水協議会を閉会といたします。本日は、円滑な進行に御協力いただき、誠にありがとうございました。

— 了 —